平成２７年　４月　１日

建設水道課水道係

給水装置の設置について

　西桂町では、平成２７年４月１日より、給水装置（分水栓から量水器まで）の設置について、次のとおりの基準を定めましたのでご協力をお願いいたします。

　なお、何らかの事情により基準に添えない場合は、水道係へ協議願います。

【分水栓】

　・分岐口径は、分岐する管と同径未満、かつ20ｍｍ以上とする

　・他の給水装置分水栓から30ｃｍ以上離すものとする

【布設管】

　・給水管の土かぶりは公道内の車道部分においては70ｃｍ以上、公道内の歩道部分及び私道内においては60ｃｍ以上、その他の部分においては40ｃｍ以上とする

　・給水管は耐衝撃性硬質塩化ビニール管、ポリエチレン管（２層管）とする

　・量水器の口径が13ｍｍの場合は１次止水栓以降で給水管を13ｍｍにするものとする

【止水栓】

　・給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置で敷地境界から量水器の間に１次止水栓を設置するものとする

【量水器】

　・量水器及び量水器手前止水栓を貸与するものとする

　・量水器は次の場所に設置するものとする

(1) 建築物の外であって当該建築物の敷地内

(2) 給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置で敷地境界から1.2ｍ以内

(3) 量水器の検針、点検及び取り替え作業を容易に行うことができる場所

(4) 衛生的で損傷のおそれがない場所

(5) 水平に設けることができる場所

(6) 土砂等により量水器が埋まるおそれがない場所